

I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

経 済 産 業 省
九州産業保安監督部 保安課

I . 九州産業保安監督部からの連絡事項について

目 次

1. L P ガス事故の発生状況について	3
(1) 事故全体の状況について (全国)	4
(2) 九州の L P ガス事故について (令和 3 年)	6
(3) 九州の容器の盗難・喪失について (令和 3 年)	1 6
(4) L P ガス事故の報告の徹底	2 2
2. 法令遵守状況について	2 5
(1) 立入検査について	2 6
(2) 令和 3 年度の立入検査における確認事項	2 7
(3) 令和 3 年度の立入検査における気づき事項	2 8
3. チェックリストの調査結果	3 4
4. 最近の法令改正等について	4 5
(1) 令和 2 年からの法令等改正状況	4 6
① 充てん容器の流出防止措置 (自然災害防止対策) の強化	4 7
② 押印・署名等廃止	4 9
(2) 今後の法令等改正について	5 0
5. その他参考事項	5 5
・ 保安業務の適切な実施について (要請)	
・ 保安ネット利用のお願い	

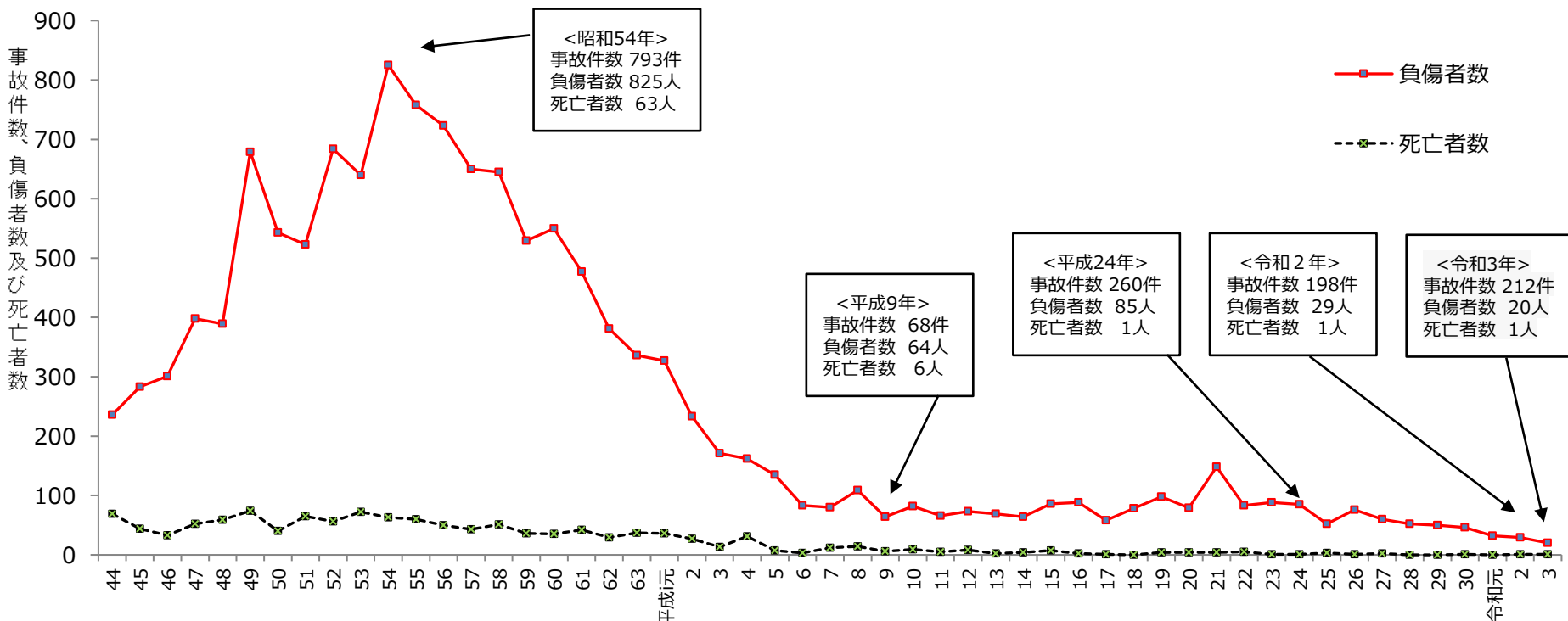
END 8 9

1. LPガス事故の発生状況について

(1) 事故全体の状況について(全国)

① L Pガス年別事故件数・被害者数の推移

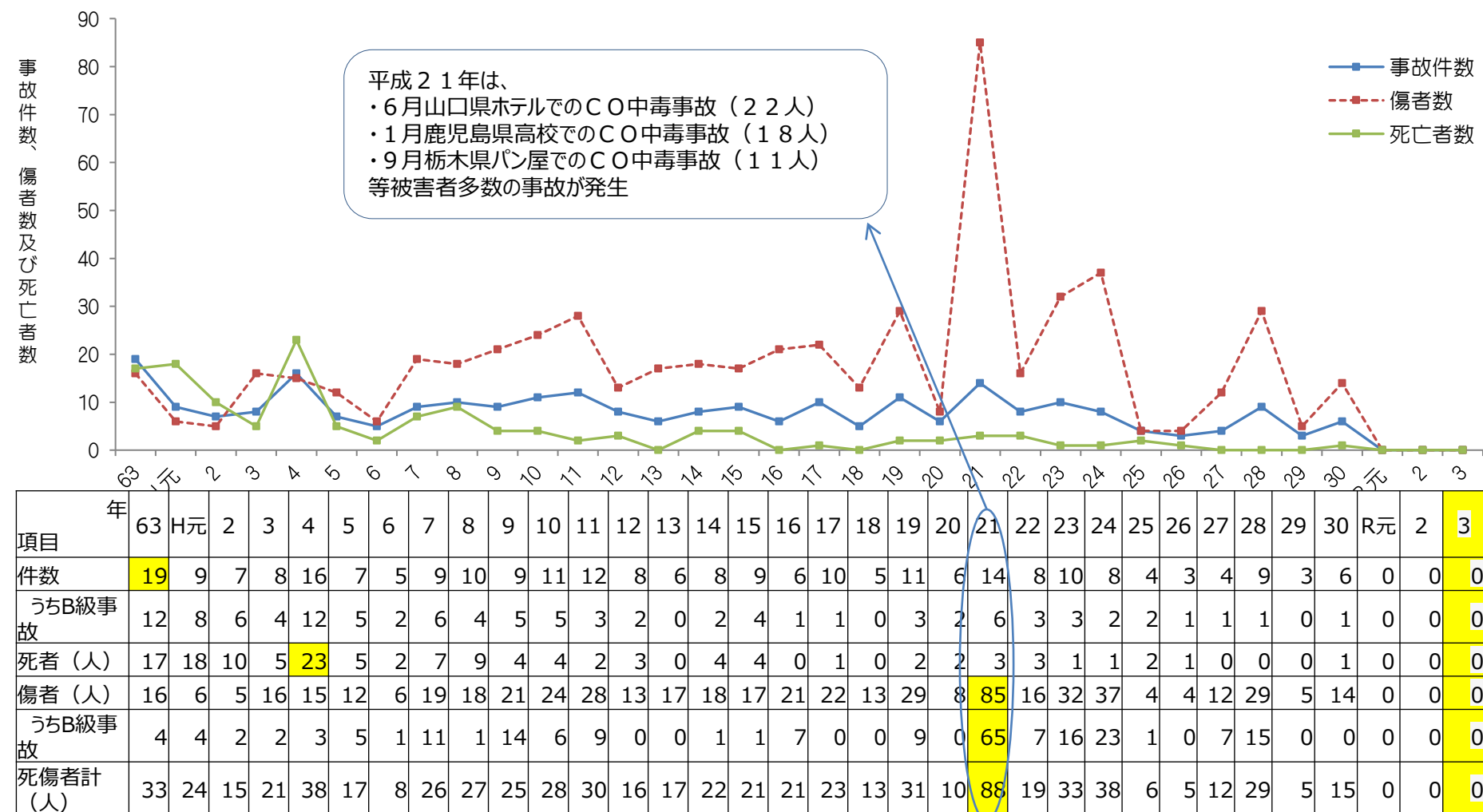
- ◇事故件数は昭和54年の793件をピークに、マイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス漏れ警報器等の普及により平成9年には68件まで大幅に減少したが、平成10年以降増加。
- ◇湯沸器の不正改造問題が発覚し立入検査の強化等により、平成18年には急激に増加。
- ◇令和3年については、
 - ・事故件数は前年の198件から14件増加し、212件となった。
 - ・死傷者数は21人と前年の30人から9人減少。液石法が公布された昭和42年以降で最も少ない。
 - ・死亡者数は1人(前年は、1人)



(注) 数値は、調査の進展により変わる可能性がある。液化石油ガス小委員会資料より引用。

② C O中毒事故の推移（酸欠は含んでいない）

- ◇ C O中毒事故は、平成 2 1 年に 1 4 件、死傷者数 8 8 人と昭和 6 3 年以降で最大。
- ◇ 令和3年はC O中毒事に係る事故は発生していない。



（注）数値は、調査の進展により変わる可能性がある。液化石油ガス小委員会資料より引用。

(2) 九州のLPガス事故について（令和3年） ※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
1	2/22	鹿児島県 鹿屋市	部	漏えい 【供給】	アパートの入居者より「バルク庫からガスが漏れる音がする」との通報を受け、緊急出動したところ液取り出し弁のバルブが少し開き、液が漏れていた。バルブを閉じ漏えいを止めた。 【原因；作業ミス（安全弁取り替え若しくはバルク充てん作業時にバルブに何らかの要因でバルブが開いた。）】
2	3/12	熊本県 玉名市	部	漏えい 【供給】	ガス圧低下の情報を受けたコールセンターからの連絡を受け、午前6時前に販売店従業員が現着。空き区画にガスを引き込むためのバルブ埋設部を調査したところ、ガスの漏えいを確認。周辺を掘削したところ、空き地区画内の埋設管の継手部分（地下70cmくらい）の変形を確認。漏えい量（推定）：360kg 【原因：他工事（重機等による損傷）】
3	3/16	佐賀県 武雄市	本省	漏えい 【消費】	3月16日に保安機関がLPガスの法定点検（気密・漏洩試験）を実施、漏洩が確認された。30日に販売店が現地確認したが、漏洩推定箇所が隠蔽部であり、特定できず。 6月11日県に消費者側より相談があり、覚知。 その段階でガスは閉栓されていない状態（配管は未改善）であったため、ガスの閉栓を県より指示。6/25仮設設備設置、本格改修はR4年度になる見込み 【推定原因：配管の老朽（設置後44年経過）】
4	3/17	宮崎県 宮崎市	部	漏えい 【消費】	電気工事業者が壁面設置のコンセント工事中に、壁の内部に通っていたガス配管を損傷し、損傷部分からガスが漏れ出した。 【原因：他工事】
5	4/5	福岡県 朝倉市	県	漏えい 【供給】	アパートの敷地内で下水道工事のためエンジンカッターにて路面切断中に供給管3か所を切断しガスが漏洩した。アパート住民より販売店に「ガスが止まった」との連絡があり事故が判明（マイコンメーターS/B遮断） 【原因：他工事（下水道工事）】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
6	4/13	鹿児島県 鹿児島市	部	漏えい 【供給】	一般消費者より「容器周辺でガス臭がする」との通報があった。現場へ到着後、ガス検知器により容器付近での漏洩を確認。容器底部（スカート溶接部）の腐食による漏洩を確認した。 【原因：容器管理不足】
7	6/7	福岡県 福岡市	本省	漏えい 【供給】	他工事業者が当該物件(集合住宅)の隣の空き地を掘削作業中に、敷地際のガス配管に重機が接触しガス漏れが発生した。担当者が現地到着後、すぐにガス供給を停止し確認したところ、供給配管ねじ部が破損し当該箇所から漏えいしていた。 【原因：他工事】
8	6/20	宮崎県 西都市	県	漏えい 【供給】	警察から、「通行人より通報があり、現場に駆けつけたところガス臭とともにガスが出る音がしていた」との連絡が販売事業者により現場に駆けつけ確認したところ、50kgボンベ6本のうち1本のボンベバルブと高圧ホースの接続部分が緩んでおり、そこからガスが漏えいしていた。接続部分を締め直したところ漏えいが止まった。 【原因：不明】
9	6/26	福岡県 福津市	本省	漏えい 【消費】	他工事業者が雨水工事のため建物周囲のコンクリートをカッターで切断作業をしていたところ、埋設配管の一部に接触しガス漏れが発生したとの連絡があった。現地到着後、すぐにガス供給を停止し漏えい部を確認。埋設配管破損による漏えいが判明した。 【原因：他工事】
10	7/2	熊本県 熊本市	県	漏えい 【供給】	犬用トリミングスペースに設置されていた20kg2本立て容器のうち、1本の底部が一部腐しよくし、LPガスが漏洩したもの。 母屋の居住者がガス臭に気付き、消防及び販売事業者へ通報。販売事業者が現地に赴き、容器を回収。消防は事故状況の確認を実施。 【原因：容器継目部分の腐食】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
11	7/11	福岡県 久留米市	部	漏えい 【供給】	7/11 13時頃にバルクローリー（使用の本拠地の所在地に停車中）の頂部（安全弁）からガスの噴出を発見、ホースや散水設備による冷却で噴出を止め、事務所横のバルク貯槽に充填して圧を下げた。 【原因：前日の過充填（過充填量：約900リットル）】
12	7/12	鹿児島県 霧島市	県	漏えい・火災 【消費】	エアコン室外機の後方から出火していたため、消火器で消火した。 消費者から連絡を受け販売事業者が現地確認を行ったところ、金属フレキ管に小さな孔があり、ガスの漏えいが確認された。 【原因：調査中（落雷による可能性も視野）】
13	7/19	大分県 別府市	本省	漏えい 【消費】	ビル周辺の道路側溝からガス臭いとの通報（19：48）が消防に入り、ガス漏れが続いたため、周辺住民約40名が一時避難した。0時頃にガス漏れ箇所が判明し、周辺のガス漏れが解消。ガス臭がしたビルより約100mほど離れた建物（飲食店）の使っていない埋設配管からガス漏れ。推定漏えい量は約125m ³ 【原因：老朽化による配管の腐食】
14	8/18	福岡県 大牟田市	部	漏えい 【供給】	建物2階通路床面が崩落し、1階部のガス供給管に圧力がかかり、継手部よりガスの漏洩が発生した。 【原因：老朽化及び大雨による過重増加】
15	8/21	福岡県 糸島市	県	漏えい 【供給】	8月21日10時10分頃、客からガスが使えないとの連絡があり、現場を確認したところ、集合親メータが漏えい遮断していた。 現場は6軒への供給で内1軒を解体中で、解体中のメーター付近の立ち上がり配管が損傷していた。13時頃補修が完了し供給は再開している。 【原因：他工事】

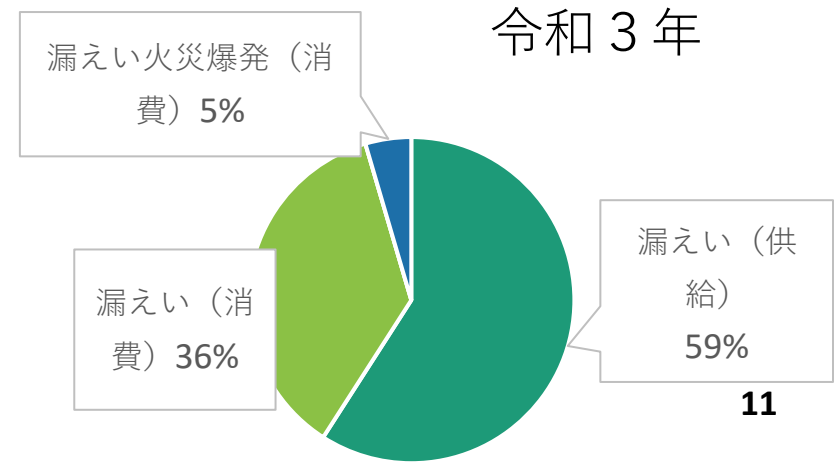
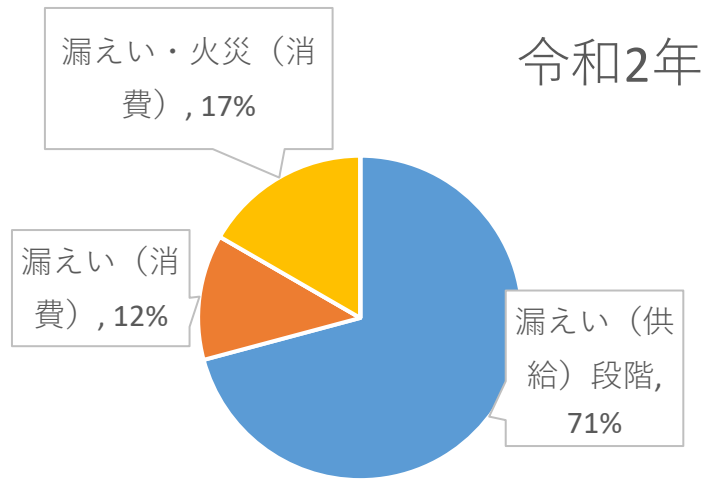
No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
16	9/8	福岡県 飯塚市	国	漏えい 【供給】	建物 2 階通路、階段が崩落し、4 軒中 1 軒（残り 3 軒は閉栓）の消費設備（配管と風呂釜）を損傷しガス漏えいした。 【原因：建物の老朽化（築 4 0 年以上）】
17	9/24	福岡県 久留米市	県	漏えい 【供給】	水道管工事にともなう掘削作業において重機によりガスを破損したという連絡を受けて、販売事業者が現地に出動したところ、公道に埋設している戸建住宅への集団供給管（PE25）が破損されていることを確認した。 【原因：他工事】
18	9/25	佐賀県 武雄市	県	漏えい 【消費】	販売店担当者が消費先(中学校)に検針に行った際にマイコンメーターにB表示が出ていることを確認。 漏えい個所の特定を行ったところ、床下スペースに敷設された配管からの漏えいを確認した。 現在、ガスの供給を停止し、バイパス供給等の仮設供給手段を消費先と調整中。 【原因：配管の腐食（床下の排水不良）】
19	10/ 6	福岡県 福岡市 早良区	国	漏えい 【供給】	入居者よりガスが使用できないとの連絡があり、現地を調査したところ、50kg×4 本の供給側及び予備側容器全て空であった。漏えい箇所は認められないが、ガス供給量と消費量にずれが認められたため、1 0 月 1 2 日機器メーカーとともに再調査したところ調整器の自動切替えレバー部分からの漏えいが疑われたため、調整器（I T O 製 2 0 k g 用）を交換した。 なお、取り外した調整器はメーカーにより調査中 【原因：調整器のダイヤフラム劣化】
20	10/15	福岡県 春日市	県	漏えい 【消費】	近隣住民から消防へガス臭がするとの連絡があり、消防が出動。現地を確認したところ、露出配管からのガス漏れであることが判明したため、ガスを閉栓し、販売店に連絡した。 販売店は漏えい個所である配管（白ガス管）部の腐食を確認し、腐食箇所の補修を行うと共に、仮設配管により消費者へのガス供給を確保した。 【原因：配管の腐食】

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
21	11/24	熊本県 熊本市 南区	部	漏えい 【供給】 ※罹災者 1 名	消費先での充てん作業を完了後、高圧ガス充てん所で充てん設備に L P ガスを充てんした。 充填作業を完了（高圧ガス設備と充てん設備は切り離し）後、充てん作業者が充てん設備の液取入取出弁を誤って開け、漏れた L P ガス（液状態）を浴び、凍傷（腹部、両腕、両足；軽度）を負った。なお、漏えいに気づいた充てん作業者が直ちに弁を閉め、L P ガス（液状態）漏えいを止めている。 【原因：誤動作】
22	12/8	鹿児島県 大島郡 大和村	県	漏えい 【供給】	供給設備近くで作業をしていた重機がバック中に誤って 2 0 k g 2 本立ての LP ガス容器に衝突し、内 1 本が破損、容器中の LPG は全て大気中に放出された。 【原因：他工事】

現象別の発生状況

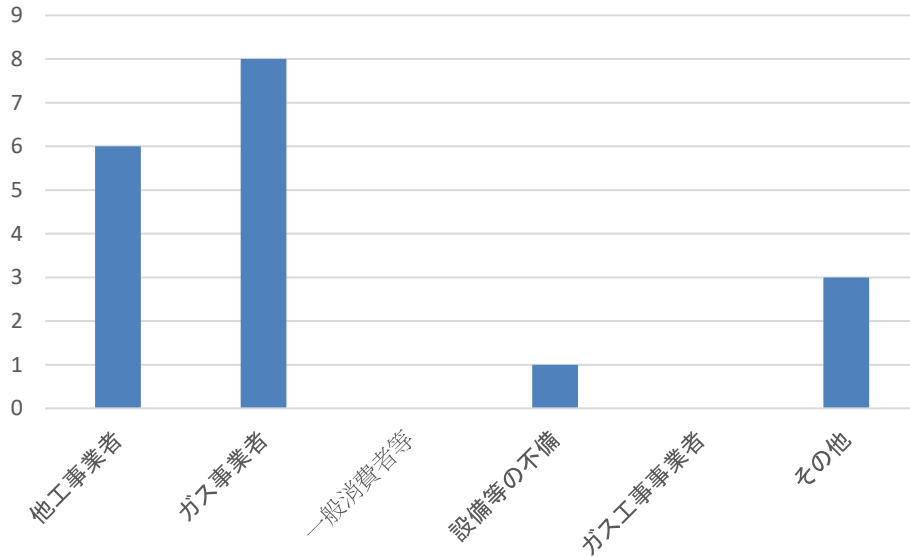
	漏えい				漏えい・火災				漏えい・爆発 (爆発に至った火災含む)				C O 中毒・酸欠				計
	件数		割合		件数		割合		件数		割合		件数		割合		
令和 3 年	21	96%	1	4%	0	0%	2	6%	4	13%	2	8%	0	0%	22		
令和2年	20	83%	4	17%	0	0%	2	6%	4	13%	2	8%	0	0%	24		
令和元年	26	81%	2	6%	4	13%	2	8%	3	12%	2	8%	0	0%	32		
平成30年	18	72%	2	8%	3	12%	2	8%	3	12%	2	8%	0	0%	25		
平成29年	4	36%	4	36%	3	27%	0	0%	3	27%	0	0%	0	0%	11		
	供給段階		消費段階		供給段階		消費段階		供給段階		消費段階		供給段階		消費段階		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
令和 3 年	14	59%	8	36%	0	0%	1	5%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
令和2年	17	71%	3	12%	0	0%	4	17%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	
令和元年	20	63%	6	19%	0	0%	2	6%	0	0%	4	13%	0	0%	0	0%	
平成30年	13	52%	5	20%	0	0%	2	8%	0	0%	3	12%	0	0%	2	8%	
平成29年	4	36%	0	0%	0	0%	4	36%	0	0%	3	27%	0	0%	0	0%	

- 事故件数は、22件、R 2 年の年間 24件より若干の減だが、ほぼ横ばい
- 例年供給設備での事故の件数が消費より多いが、漏えい後火災まで至るのは消費側
- 令和 3 年は残念ながら人災 1 件（軽傷）が発生。



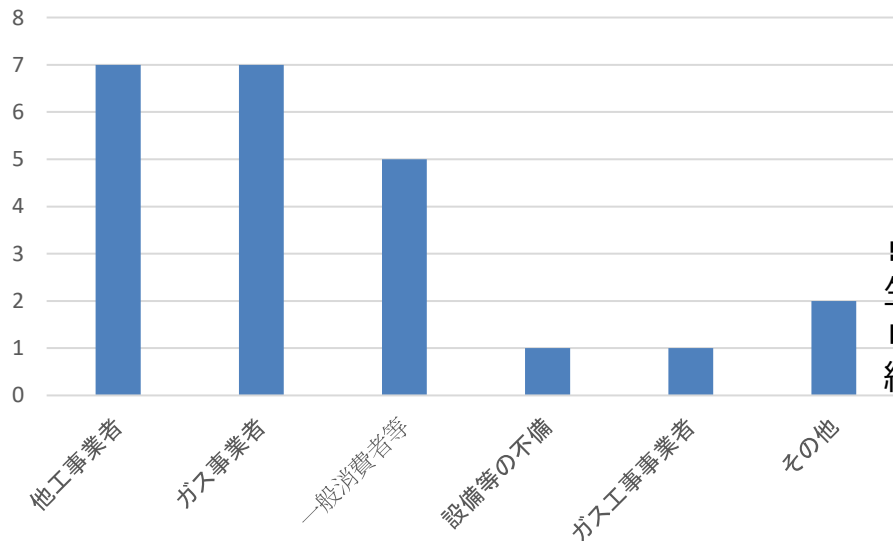
原因者等別事故の発生状況

令和3年：事故原因（責任所在別）件数



- 他工事業者に起因する事故は例年どおり。
- ガス事業者に起因する事故が増加している。
- 液石関係者の作業ミス、配管等の腐食など、あってはならないかつ絶対に防ぎたい事故も相変わらず減っていない。
- その他のうち、建物の老朽化による配管損傷が2件

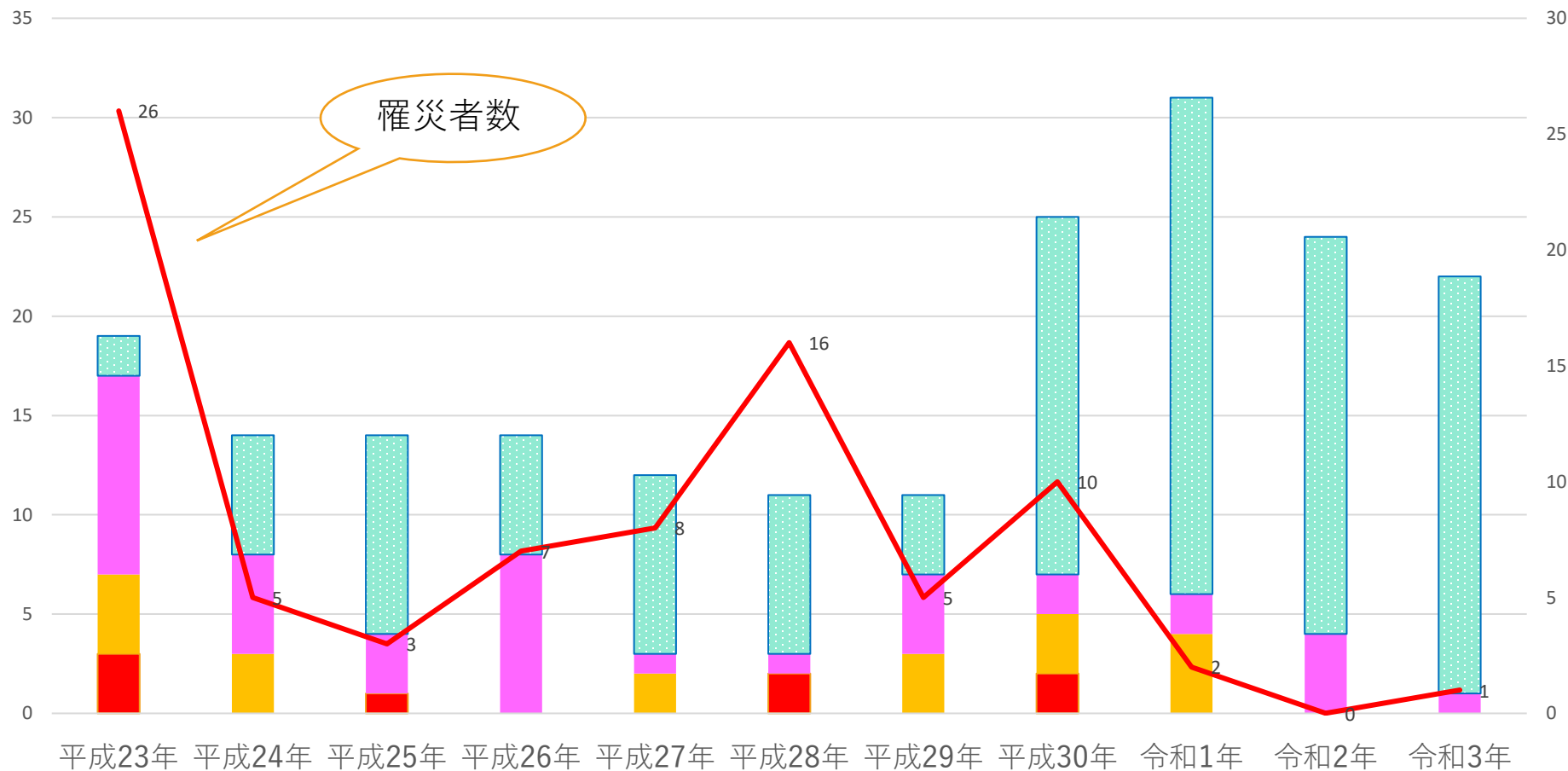
令和2年：事故原因（責任所在別）件数



- 他工事業者及びガス事業者に起因する事故が多く、共に7件が発生している。
- 液石関係者の作業ミス、配管等の腐食など、あってはならないかつ絶対に防ぎたい事故も散見される。

最近の九州のL P事故の発生状況

事象別事故（平成23年から令和3年）



- C O中毒・酸欠
- 漏えい・爆発（爆発に至った火災含む）
- 漏えい・火災
- 漏えい
- 罹災者数

事故 No. 6 の状況写真

容器の製造年月：1997年2月

容器の設置日：2011年7月6日

容器の充填期限：2011年1月

事故発生日：2021年4月13日



事故 No. 12 の状況写真



エアコン室外機の後方から出火していたため、消火器で消火した。
消費者から連絡を受け販売事業者が現地確認を行ったところ、金属フレキ管に小さな孔があり、ガスの漏えいが確認された。
【原因：調査中（落雷による可能性も視野）】

(3) 九州の容器の盗難・喪失について（令和3年） ※修正の可能有

※自然災害による喪失除く

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
1	1/5	大分県 佐伯市	盗難	1/5コンロを点火したが着かなかったため、消費者が確認したところ、20kg容器2本立2本がなくなっている旨の連絡があった。なお、12月31日には容器の存在は確認されている。
2	1/21	鹿児島県 鹿屋市	盗難	1/21 配送業務の際に空家となっている消費先の50kg 2本立ての容器2本が無くなっていたことに気づいた。
3	2/20	大分県 臼杵市	盗難	公民館に設置していた20kg容器（1本立て）が2/20の検針時に無くなっていた。最終確認は前回の検針日(1/21)
4	2/20	大分県 豊後大野市	盗難	2/20他の販売事業者から「消費者先に貴社の容器が設置されている。」との連絡を受け、現場で確認したところ、別の消費先に設置していた容器であったため、当該消費先を確認したところ他社の空容器が設置されていた。当該消費先は事務所で消費量が少なかったため(前月の使用量0.2m ³ , 20kg容器1本立て) 検針時も圧力低下異常は表示されていなかった。
5	2/25	鹿児島県 鹿児島市	盗難	2/25 容器交換のため訪問した消費先（空家）の20kg 2本立ての容器1本が無くなっていた。
6	3/12	大分県 佐伯市	盗難	3/12消費先（食堂：不定期営業）で消費者がボンベ設置箇所を確認したところ、10kg 2本立ての容器2本が無くなっていた。

(3) 九州の容器の盗難・喪失について（令和3年） ※修正の可能有

※自然災害による喪失除く

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
7	6/2	福岡県 遠賀郡芦屋町	喪失	長期滞留容器の回収のため配送業者が現場に出向いたところ、 家屋がなくな っており、500kg 2本立ての容器2本が無くなっていた。（設置容器最終確認は2010/10/22）
8	6/7	福岡県 北九州市 八幡西区	喪失	長期滞留容器の回収のため配送業者が現場に出向いたところ、 家屋がなくな っており、500kg 2本立ての容器2本が無くなっていた。（設置容器最終確認は2013/12/4）
9	6/8	宮崎県 小林市	盗難	6/8消費先に検針のため訪問したところ、20kg 1本立ての容器が無くなっていた。一月前の検針時は容器を確認。なお、設置箇所は 事務所 で1年ほどガスは使用していなかった。
10	6/9	福岡県 飯塚市	盗難	長期滞留容器の回収のため配送業者が現場に出向いたところ 空家 になっており、20kg 2本立ての容器2本が無くなっていた。（設置容器最終確認は2014/8/28）
11	6/9	福岡県 飯塚市	喪失	長期滞留容器の回収のため配送業者が現場に出向いたところ 家はなく 、太陽光発電所になっており、20kg 1本立ての容器が無くなっていた。（設置容器最終確認は2014/1/16）
12	6/9	福岡県 飯塚市	盗難	長期滞留容器の回収のため配送業者が現場に出向いたところ 家はなく 、解体業者敷地内で当該容器1本は発見したが、20kg 2本立ての容器1本は不明。（設置容器最終確認は2019/10/29）
13	6/16	福岡県 遠賀郡岡垣町	喪失	長期滞留容器の回収のため配送業者が現場に出向いたところ、 家屋がなくな っており、500kg 2本立ての容器2本が無くなっていた。（設置容器最終確認は2011/9/26）

(3) 九州の容器の盗難・喪失について（令和3年） ※修正の可能有

※自然災害による喪失除く

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
14	6/24	福岡県 北九州市 八幡西区	喪失	長期滞留容器の回収のため配送業者が現場に出向いたところ、 家屋がなくなっており 、500kg 2本立ての容器2本が無くなっていた。
15	6/24	福岡県 仲間市	喪失	長期滞留容器の回収のため配送業者が現場に出向いたところ、 家屋がなくなっており 、500kg 2本立ての容器2本が無くなっていた。
16	6/29	大分県 豊後大野市	盗難	6/29消費先に検針のため訪問したところ、20kg 1本立ての容器が無くなっていた。一月前の検針時は容器を確認。なお、設置箇所は 事務所 で1年ほどガスは使用していなかった。（9と同一敷地内） 10月末に販売店担当者が滞納で取引を切った消費先で盗難容器を発見した。
17	6/29	大分県 豊後大野市	盗難	6/29消費者から容器がなくなっていると連絡があり。10kg 2本立ての容器2本がチェーンを切られて無くなっていた。5月末の検針時にはあったので、6月中に盗まれたものと思われる。（8と同一敷地内） 16の盗難容器発見時に16と同様につながれた状態で盗難容器を発見された。
18	7/1	福岡県 北九州市 小倉北区	盗難	7/1消費宅に容器の回収にいった配送事業者から2本設置のはずの容器が1本しかないとの連絡があり。20kg2本立ての容器のうち、1本が無くなっていた。
19	7/7	長崎県 大村市	盗難	7/7容器所有者である保安機関が近くを通りかかると消費先が 解体中 で20kg×2本の容器が無くなっていた。販売店に確認すると配送が引き上げたと思っていたが、配送側は引き上げておらず、盗難であったと推定。

(3) 九州の容器の盗難・喪失について（令和3年） ※修正の可能有

※自然災害による喪失除く

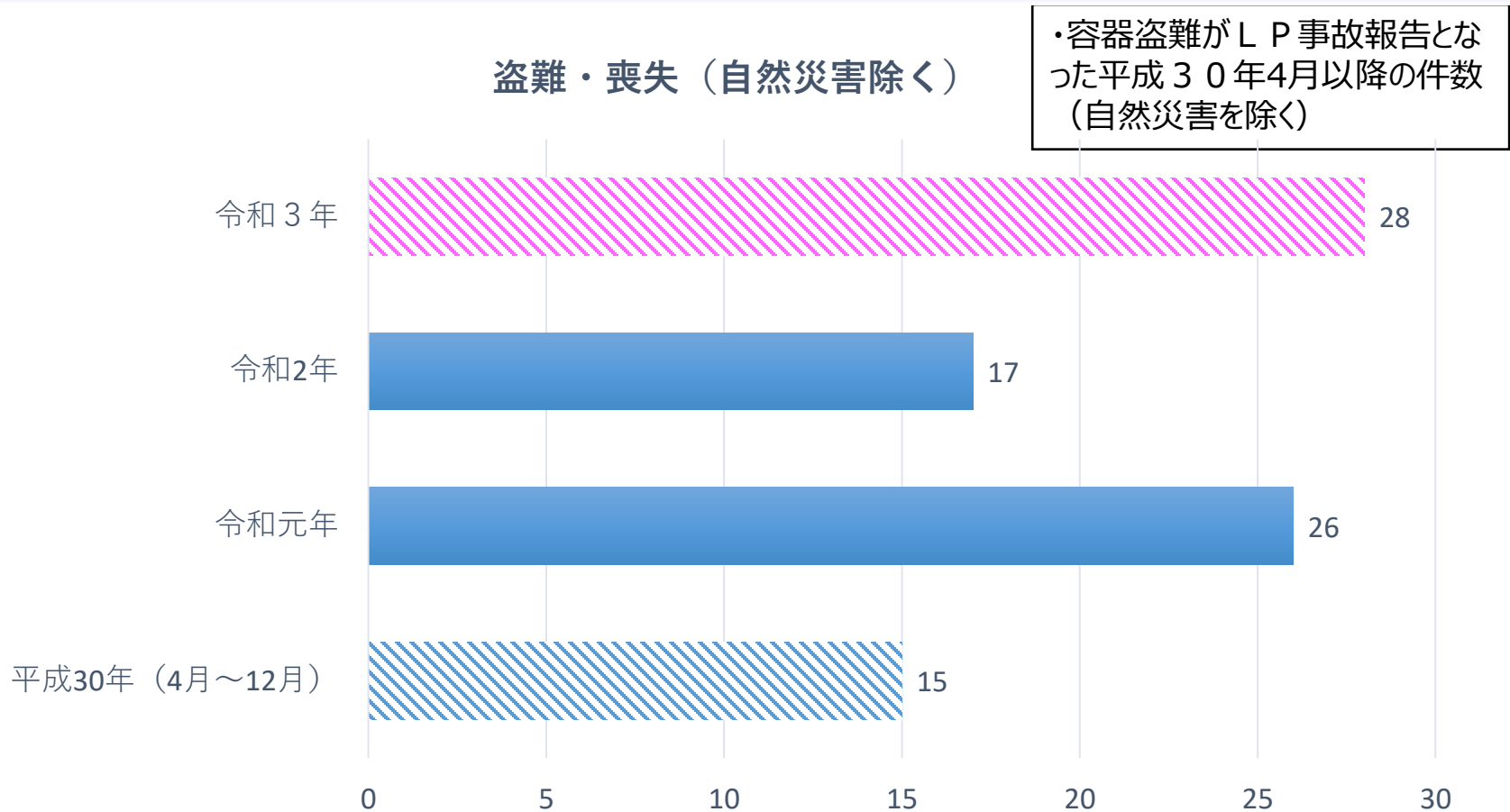
No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
20	7/20	鹿児島県 大島郡知名町	盗難	設置した20kg容器（1本）を消費者が取り外して利用していたため、別途5kg容器を7月20日に持ち込み、20kg容器を求めたところ、消費者から容器が無くなっていると告げられた。
21	8/2	福岡県 田川郡添田町	喪失	長期滞留容器の回収のため配送業者が現場に出向いたところ家はなく50kg 1本立ての容器が不明。（設置容器最終確認は2011/8/19）
22	8/3	福岡県 飯塚市	喪失	長期滞留容器の回収のため配送業者が現場に出向いたところ家はなく20kg 1本立ての容器が不明。（設置容器最終確認は2011/4/26）
23	10/30	福岡県 北九州市 小倉北区	盗難	業務用顧客からガスが出ず点火しないとの連絡をうけ、販売店が現地を確認したところ、20kg 2本立ての予備側容器が無くなっており、供給側の容器バルブ及びガス閉止弁がしめられていた。
24	12/8	鹿児島県 鹿児島市	盗難	保安業務で公民館を訪れると設置していた20kg容器（1本立て）が無くなっていた。
25	12/13	宮崎県 児湯郡高鍋町	盗難	一般消費者等からガスが使用できないとの連絡を受け、現地に向かったところ設置していた20kg容器2本が（2本立て）が無くなっていた。

(3) 九州の容器の盗難・喪失について（令和3年） ※修正の可能有

※自然災害による喪失除く

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
26	12/15	鹿児島県 出水市	盗難	事務所従業員からガスが使用できないとの連絡を受け、現地に向かったところ設置していた 10kg容器 （1本立て）が無くなっていた。
27	12/18	鹿児島県 出水市 長島町	盗難	12／18に 公民館 に設置した 10kg容器 （2本立て） 1本 が無くなっていた。公民館長が集落の住民に確認したが見つからなかった。
28	12/19	宮崎県 延岡市	盗難	空家 であった一般消費者等先で容器20kg 1本が（1本立て）が無くなっていた。令和2年12月に担当者は容器がないことに気づいたが、他の人が回収したもと思っていた。（親会社の内部監査で事実判明）

(3)九州の容器の盗難・喪失について（令和3年）



- ・令和3年は自然災害による容器の喪失はなし。
- ・長期滞留容器調査時に判明した案件が多数あり。
（表のNO. 箇所を緑色で塗色）
- ・解体で家ごとなくなっている事案が多数あり。（表の赤字）
- ・同一市町村で盗難が発生（発生箇所に塗色）

(4) LPガス事故の報告の徹底

事故報告は遅滞なく、事故発生箇所の県へ

■漏えいなどの事故（特定消費機器に関する事故以外）は、**発生場所を所管する県**に連絡してください。

※事故報告の遅延が認められます。これはと迷う場合はすぐ連絡！！

注意：漏えいは、基本事故と考えて対応をお願いします。

一部除外できるものは以下のとおり

- ◎ **接合部**等からの微量の漏えい（いわゆるカニ泡程度）
- ◎ 自殺、故意、いたずら（はっきりとするまでは事故扱い）
- ◎ 自然災害（設備の不備を除く）

※報告遅延案件例

- ・配管（接合部ではない箇所）からの漏えい
- ・調整器不具合での漏えい
- ・いたずらの可能性が高い（と思われる）漏えい

★怪しげ、迷う場合は、事故として対応してください。はっきりとした段階で事故案件から除外します。

※ガス事業法と事故対応が異なります。

漏えいはガス事業法では事故年報あつかいですが、液石法では速報！間違えないように！！

高圧ガス保安法第63条（事故届）

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、**遅滞なく**、その旨を**都道府県知事**又は警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

(4) L P ガス事故の報告の徹底

高圧ガス保安法第63条（事故届）

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

液化石油ガス保安規則第九十六条（事故届）

法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあっては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

液化石油ガス保安規則第九十三条の二（報告の徴収）

法第六十一条第一項の規定により、液化石油ガス第六条の液化石油ガス販売事業者は、同法第二条第五項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

- 一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- 二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

L P ガス事故（特定消費設備）に関する国への連絡先

■ 平日「執務時間内」（8：30～18：00頃）

九州産業保安監督部 保安課（直通） TEL：092-482-5469
FAX：092-482-5932

■ 夜間、休・祭日

- ① 保安課長 携帯 080-5471-7276 メール kyushu-hoankacho@ezweb.ne.jp
- ② 総括課長補佐 携帯 080-5471-7282 メール kyushu-hoanbousai@ezweb.ne.jp

液化石油ガス法に係る事故の定義等（液化石油ガス事故対応要領）

（１）ＬＰガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「ＬＰガス事故」という。）をいう。

① 漏えい

液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

② 漏えい爆発

ＬＰガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ. 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）

③ 漏えい火災

ＬＰガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

④ 中毒・酸欠

ＬＰガス消費設備の不完全燃焼又はＬＰガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

（２）充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。

② 消費設備（移動中のものを除く。）

③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

（３）その他の事故

次の各号の一に掲げるものは、ＬＰガス事故には該当しない。（※（２）は除く）

① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。

② 自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）

例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。

例）洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。

③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。

④ ＬＰガスの漏えいがない状態で、ＬＰガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。

⑤ その他上記（１）に掲げるＬＰガス事故に該当しない事故。

例）自動車の飛び込みによる事故。

2. 法令遵守状況について

(1) 立入検査について

立入検査までの流れ

規
範

1. 立入検査実施要領（内規）に基づき実施。
2. 当該年度の立入検査計画の策定（年度初に策定）。
※立入検査先の選定方針は、
 - ①これまでに行政処分等を受けた事業者
 - ②これまで立入検査が未実施の事業者、前回実施から相当期間を経過している事業者
 - ③**事故等新たに問題が発生した事業者**等について重点的に実施。



検
査
前
・
検
査
時

3. 事業者へ立入検査実施の旨の通報。
※3日前までに連絡が基本。事前連絡なしの場合もあります。
4. 帳簿・契約書等の確認。場合によっては消費者先での現場確認。



検
査
後

5. 法令違反が認められた場合、その違反実態に応じて厳格に対応。
6. 違反等の内容をHPに公表。必要に応じプレスに公表。

最近における九州産業保安監督部の立入検査状況

・平成29年度	13件	（確認書交付 2件）
・平成30年度	13件	（確認書交付 6件）
・令和元年度	11件	（確認書交付 9件）
・令和2年度	4件	（確認書交付 0件）
・令和3年度	10件	（確認書交付 3件）

(2) 令和3年度の立入検査における確認事項（確認書を交付し、改善報告を指示）

令和3年度 九州産業保安監督部の立入検査の主な確認事項（確認書を交付し、改善報告を指示）

○販売に関して、一般消費者等と販売契約を締結したときに、誤って販売事業所として登録していない事業所名で法第14条に基づく書面を交付している。

法第14条第1項

○14条書面を交付している一般消費者等に保安機関を変更した際の通知を一部行っていない。

法第14条第1項に基づく規則第13条第10号

○保安機関のA事業所の保安業務資格者の数に、同社のB事業所の保安業務資格者に含めてカウントしている。

法第31条に基づく規則第31条

○定期点検・調査で警報器が必要と記載があるが、一部の集合住宅で警報器の設置が確認できない。

法第35条の5に基づく規則第44条第1号カ

○保安機関において一般消費者等の数のカウントで、集合住宅の戸数を供給設備の数で数えており、正確な一般消費者の数が把握できていない。

○委託契約書で定めた報告期限内に調査結果の報告を行っていない。

○2号業務において、保安機関からの“否”の報告が速やかに行われていない。

○承継時の調査票等が整理されていない。

(3) 令和3年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

- 承継等で引き継いだ書類、配管図面などの整理ができてなく、探し出すのに時間がかかる。
引き継いでいないわけではないが緊急時に対応できるか 疑問！
- 委受託契約書が旧会社名で交わされているが、覚え書き等がない。これで大丈夫？
- 委受託契約書の一部を覚書で修正しているが、元の契約書の条文番号と異なる。これは有効でない！
- 委受託契約書で調査等の報告は相手保安機関の保安業務規程によるとなっている。いったいつまでに報告？ 相手保安業務規程を確認したことはある？
- 調査結果を販売店に月1回、郵送している。がいつ報告しているか？ 日付がわかるものはある？
- 保安センターからの調査票に記載ミスがある。主任技術者の印鑑は押してある。本当にチェックしてる？
- バルク貯槽の安全弁取り付け部の塗装がさびにより膨らんでる。大丈夫か？
安全弁は交換済みであるが、作業時に無理していないか？
- 現場立入りでいった隣のバルク、名称などが消えてる。
※特に火気注意など赤字部分は退色しやすいので注意！
- 販売所の貯蔵施設を塀に接近して設置。換気がとれてる？ 換気口面積は大丈夫？
- 貯蔵施設のすぐ脇に車を止めれるスペースあり。止めていないというけれど、よく見ると路面にタイヤ痕がいくつも！ グーグルマップで見ると？ ？ ？

(3) 令和3年度の立入検査における気づき事項 (こんな工夫が)

- 調整器などの期限管理票（月ごとの件数）をホワイトボードに書き出して、見える化。進捗もわかるように書き出している。
- 電話受付簿（一覧表）で受け付けた業務がすべて対応済みになったら、一覧表の左端をハサミでカット。終わらないところが残っているページがすぐわかるように工夫。
- 他社からの6号業務の受託先が30分範囲にあるか、地図を掲示し、そこにピン打ち。
- 6号業務を保安機関に新規に委託する際は、申込書に記載してFAX、申込書の下部に 受託可能か、受託できないかを記載する欄を設け、必ず返信を求め相手側の確実な了解を得ている。



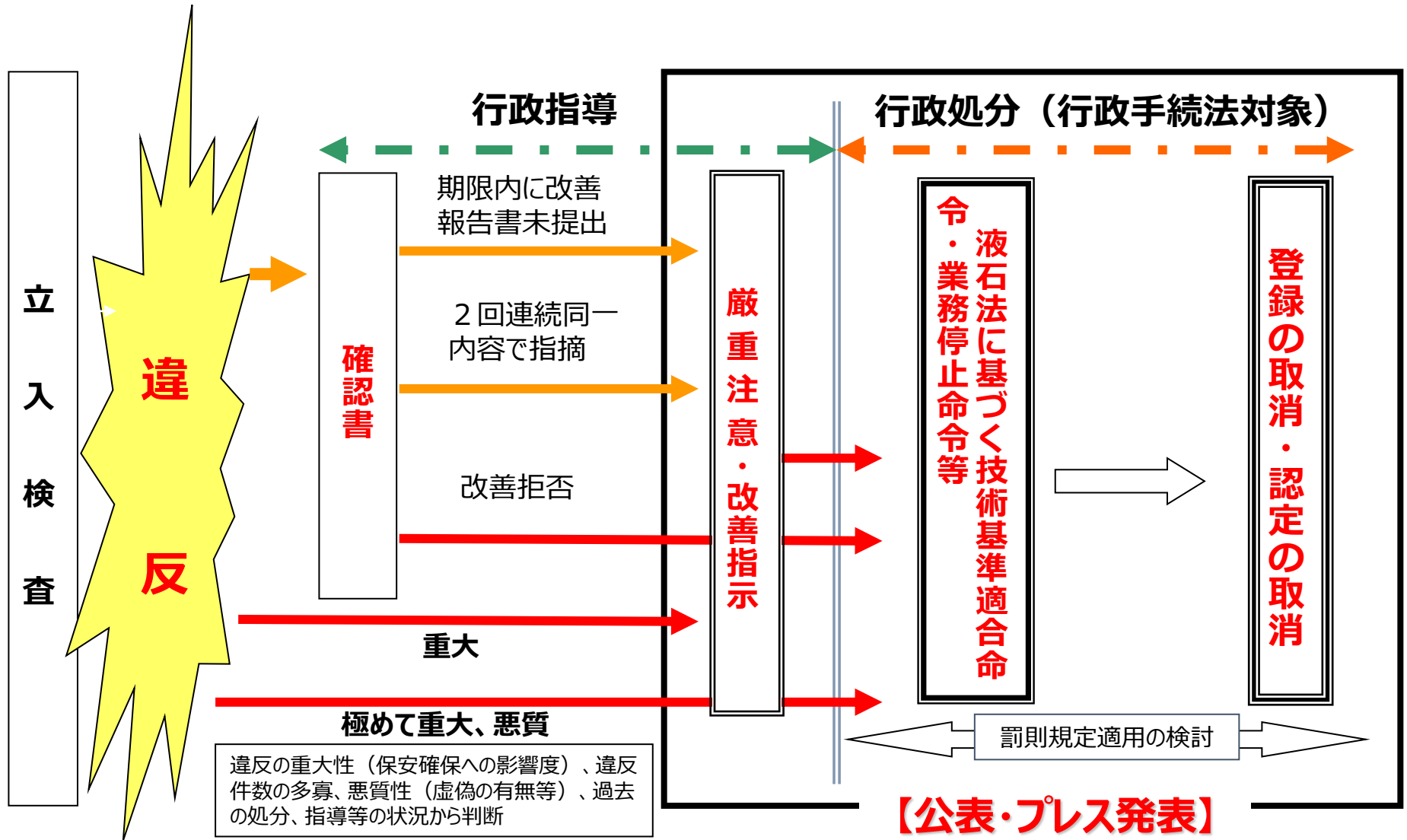
- 取り替えたばかりの新品の供給設備のようです。
- でも、ちょっと気になるところがありませんか？
(わかりやすいところは隠してますけどね)



- 気がつきましたか？手前側だとよりはっきりわかりますよ

立入検査に係る処分等の流れの例示

(本例示はあくまで目安であり、実際の処分等は規定等に基づき違反実態に応じて決定)



立入検査の重点事項（令和３年度）

■ 立入検査においては、昨年度、実施した立入検査での指導内容の実績及びＬＰガス事故の特徴を踏まえ、次に掲げる事項を重点的に確認する。

- ①保安業務に係る委託業務の内容
- ②保安業務の実施状況
- ③緊急時対応の体制
- ④他工事対策等の周知状況
- ⑤液石法第１４条第１項に基づく書面の交付状況
- ⑥液石法第１６条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑦液石法第１６条の２に基づく供給設備に係る基準適合義務の遵守状況
- ⑧燃烧器等の消費設備調査の実施状況
- ⑨業務主任者の職務の実施状況
- ⑩ＬＰガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑪質量販売における基準の適合状況

3. チェックリストの調査結果

保安機関に対するチェックリストの調査について

■ 新型コロナ対策で令和2年より立入検査を自粛せざるを得なくなったため、保安レベルの維持啓発を目途に、当部所管の保安機関にチェックリストを配布し、自己チェック後に当部への提出を依頼した。全保安機関から結果が報告 ※注意：自社での弱点を自ら見直してもらうためが主目的のため、各社で評価の付け方に差あり。

アンケート回答より（各社の取り組み状況）

【いつ】

■ 定例（月1回など）の会議で 保安教育の場で 社内内部監査時に

【だれに】

■ 保安業務責任者に、社員全員に、保安業務を行う社員に、保安業務資格者に

【どのように利用】

■ アンケートとして、会議資料として利用しQ&A形式で、責任者等と対面で、事前にチェックしてもらい会議の際に発表、関係する部分を抜粋して資料を回覧・メール

【何を目的に】

■ 保安意識の向上、実態把握、保安業務の実施の方法やマニュアルの確認、法令遵守の再確認、各事業所の強み弱みの確認、実態とあるべき姿の確認し抜け落ち等をなくす、事故を起こさないため

アンケートご協力いただき、また、いろいろと記載いただきました。ありがとうございます！

保安機関に対するチェックリストの調査について

アンケートより

【改善点】

- 用紙の大きさ（A4だと見にくい、A3だと扱いにくい）
- 字が小さい
- チェック欄が書きにくかった（印刷するとズれる。プルダウン式がいい。）
- 各項目について該当する保安業務号数（1～7号）の付与がほしかった。
- 写真があればなおわかりやすいのでは
- 自社に特化した内容に見直した後に確認したかったが、時間がなかった。

【ご意見】

- 参考事項があり、わかりやすかった
- 販売所用にも同様のチェックリストがほしい。
- 今後も同様の資料を更新（定期的に）してほしい。
- 保安教育の資料として活用できるものを今後も送っていただきたい。

ご意見を参考に、今後も保安の確保に向けて取り組みます。

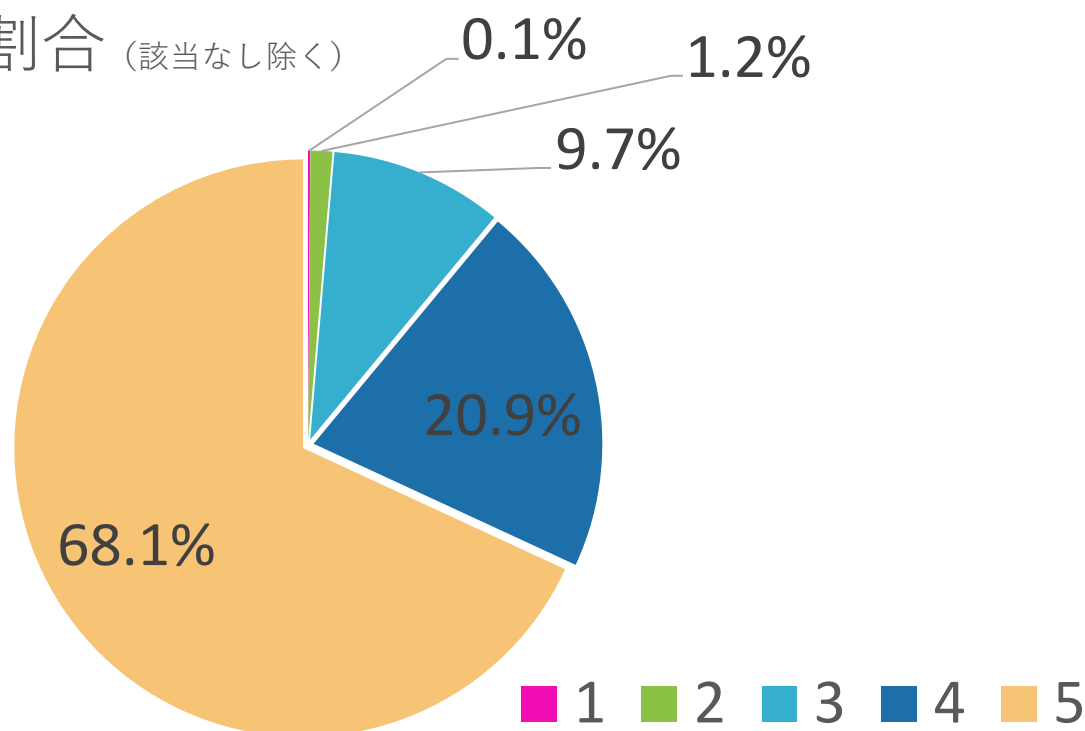
保安機関に対するチェックリストの調査について

チェックリストの評価結果

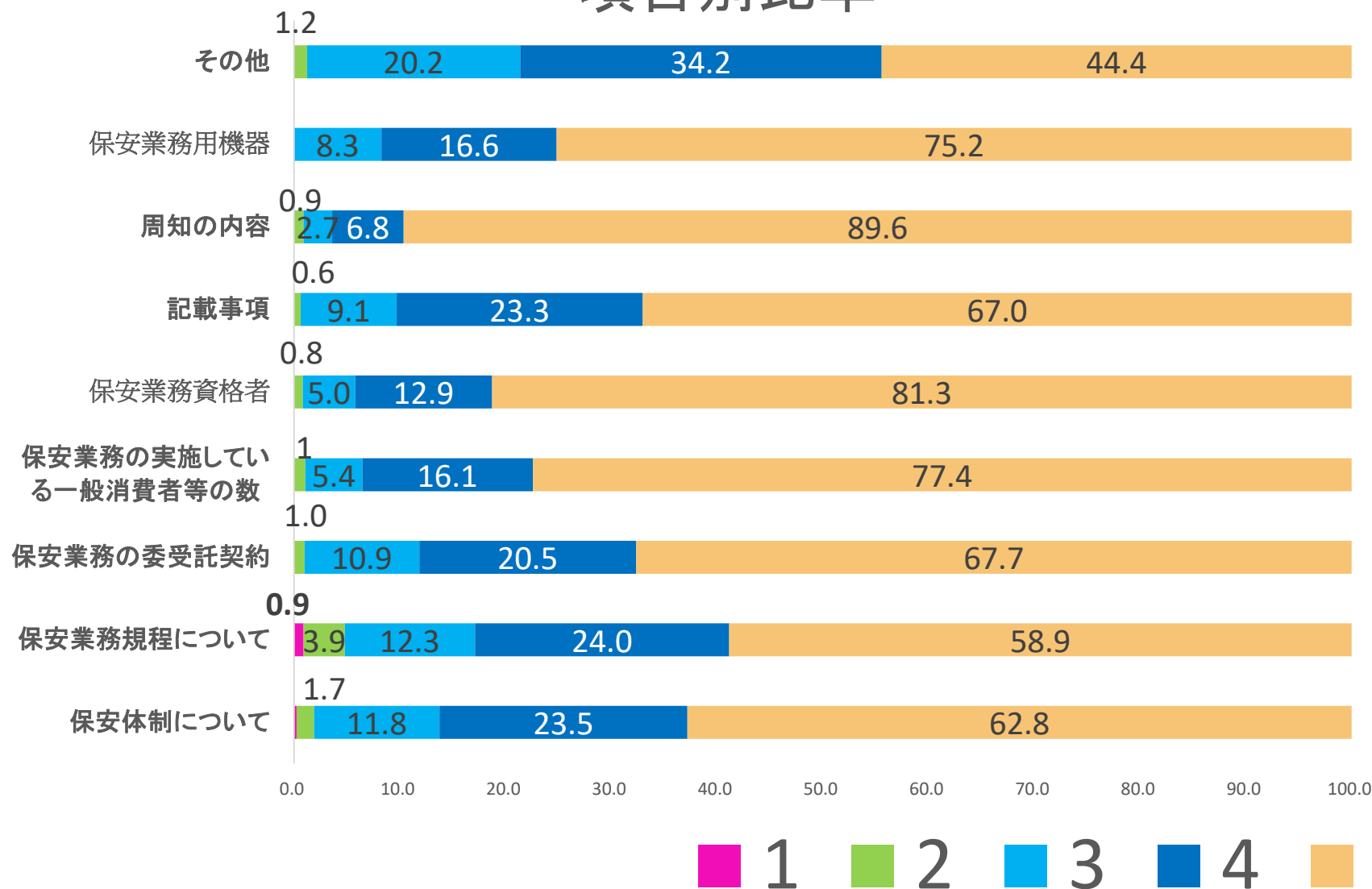
【ポイント】

- 自己評価（１～５）の全平均は４．５６
- “だいたい”できてます。”や“よくできてます”の自己評価が多い。
- 自ら、１（全くダメ）や２（ちょっと怪しい）と厳しくチェックしたところもあり。

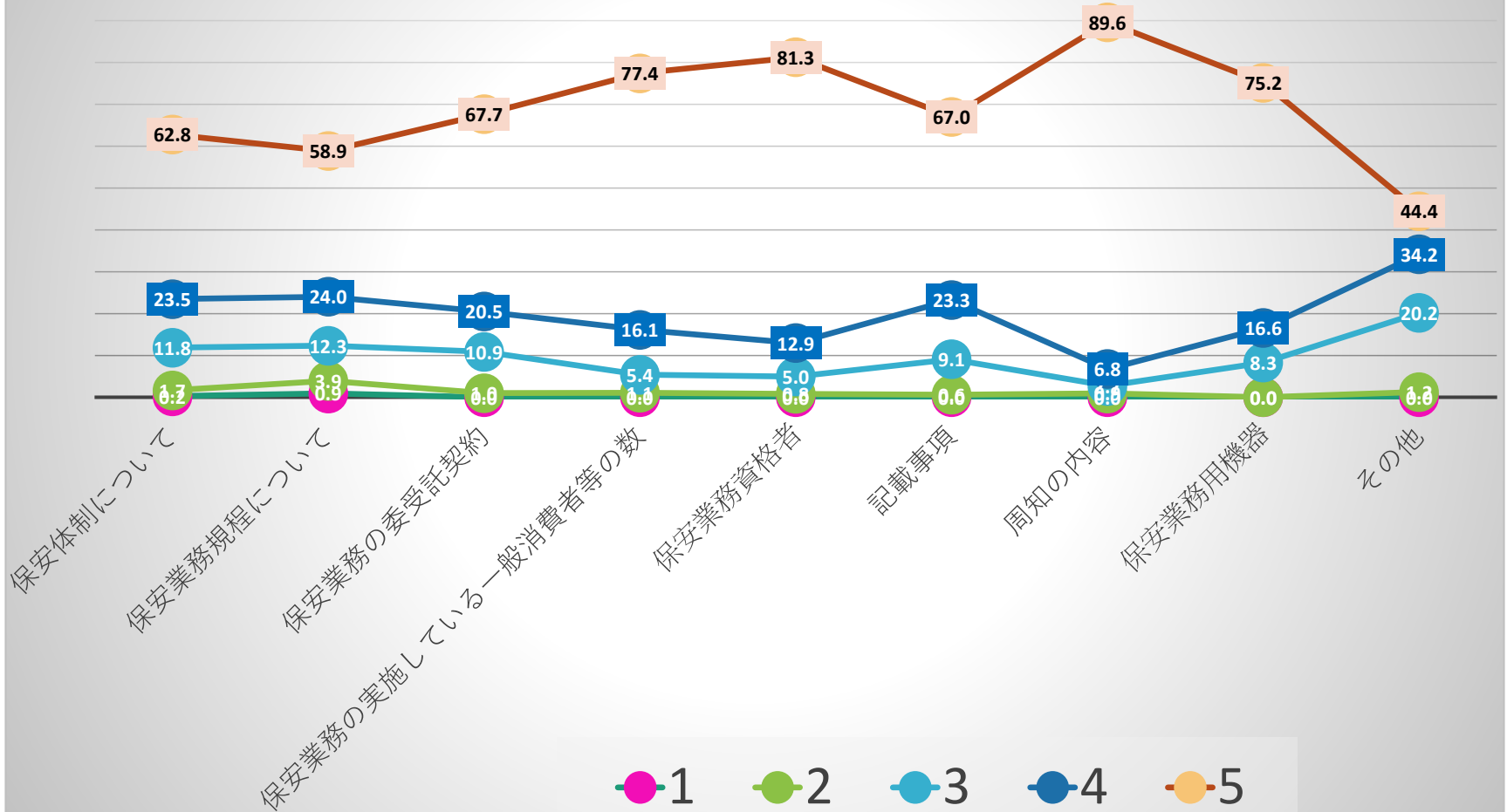
全項目の評価点の割合（該当なし除く）



項目別比率



項目別比率



チェックリスト（集計）

注：項目の括りを当初より変更してます。

検査項目	チェック項目	評価集計						平均値
		1	2	3	4	5	該当なし	
保安体制について	保安業務を行っている事業所毎に保安業務責任者を選任しているか	0	0	2	8	51	1	4.8
	保安業務体制を各事業所毎に具体的（だれが保安業務責任者かわかるよう）にしているか	0	1	5	7	47	2	4.67
	保安業務の受託契約書及び申し合わせ等関係書類が各事業所で確認ができるか	1	1	5	9	42	4	4.55
	保安業務区分毎などの実際の保安業務を行うための実施要領や実施マニュアル等が各事業所で整備されているか	0	3	11	24	22	2	4.08
	保安調査結果について保安責任者等が確認しているか	0	2	13	16	29	2	4.2
	保安調査等報告に基づく連絡、改善状況について確認しているか	0	0	8	18	35	1	4.44
	保安教育計画が作られ、全従業員に教育を行ったことが確認できる記録を取っているか	0	0	6	17	39	0	4.53
保安体制について（まとめ）		1	7	50	99	265	12	4.5
保安業務規程について	最新の保安業務規程が各事業所に配布（もしくは閲覧可能な状況）されているか	0	3	6	8	43	2	4.52
	保安業務規程に記載された「保安業務の実施の方法」と実際実施している保安業務内容に違いが生じていないか確認したことはあるか	0	3	8	26	25	0	4.18
	保安業務規程に記載された「連絡の方法」と実際実施している連絡に違いが生じていないか確認したことはあるか	0	2	8	16	34	2	4.37
	保安業務規程に記載された「連絡の方法」と受託契約書等に記載している方法、日数等について確認したことがあるか	0	2	4	18	36	2	4.47
	定期消費機器調査の際に不在処理を行っているか	0	0	8	9	26	19	4.42
	保安業務規程に不在処理に対する記載が追加されているか	3	3	7	3	32	14	4.21
保安業務規程について（まとめ）		3	13	41	80	196	39	4.36

注：項目の括りを当初より変更してます。

検査項目	チェック項目	評価集計						平均値
		1	2	3	4	5	該当なし	
保安業務の委受託契約	■保安業務の委受託を契約している場合、書面（契約書等）に以下の事項を記載し、署名又は記名押印しているか。	0	0	0	0	0	62	
	○一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	0	0	8	16	36	2	4.47
	○保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法	0	0	7	12	41	2	4.57
	○保安業務を実施した結果を販売事業者に連絡する方法	0	1	7	7	44	3	4.59
	○一般消費者等が変更した場合の連絡に関する事項	0	1	8	17	34	2	4.4
	○災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項	0	1	7	10	42	2	4.55
	保安業務を他人に再委託していないか。	0	0	2	7	50	3	4.81
	その他	0	1	5	14	27	15	4.43
保安業務の委受託契約 （まとめ）		0	4	44	83	274	91	4.54
保安業務の実施している一般消費者等の数	保安業務を行う一般消費者等の数の確認を適宜行っているか	0	0	5	13	44	0	4.63
	事業所で行っている保安業務区分と当該事業所で取得している保安業務区分があっているか	0	0	3	10	47	2	4.73
	保安業務を実施している一般消費者等の数が、認定されている一般消費者等の数を超えていないか（数はガスメーター1つにつき1とする）。	0	2	2	7	50	1	4.72
	その他	0	0	0	0	3	59	5
保安業務の実施している一般消費者等の数 （まとめ）		0	2	10	30	144	62	4.7

注：項目の括りを当初より変更してます。

検査項目	チェック項目	評価集計						平均 値
		1	2	3	4	5	該当な し	
保安業務資格者	保安業務を行う一般消費者等の数に対し、保安業務資格者の数が足りているか	0	0	2	8	51	1	4.8
	保安業務資格者に取得資格は把握しているか 保安業務資格者：液化石油ガス設備士、第2種販売主任者、製造保安責任者（乙化・丙化等）、業務主任者代理者講習、保安業務員講習、調査員講習、充てん作業講習	0	1	4	8	49	0	4.69
	他事業所との重複が無い、保安業務資格者がその事業所に勤務しているか。	0	1	3	7	48	3	4.73
	保安業務規程に添付している保安業務計画書に記載された保安業務資格者の数を確保しているか	0	1	2	9	49	1	4.74
	液化石油ガス設備士は、免状を交付された年度の翌年度の開始日から3年以内に講習を受講しているか。	0	0	3	6	51	2	4.8
	液化石油ガス設備士は、前回受講した講習の年度の翌年度の開始日から5年以内に講習を受講しているか。	0	0	4	9	47	2	4.72
保安業務資格者 （まとめ）		0	3	18	47	295	9	4.74

注：項目の括りを当初より変更してます。

検査項目	チェック項目	評価集計						平均値
		1	2	3	4	5	該当なし	
帳簿における記載事項	□自らの販売事業に係る保安業務においては販売所毎に帳簿が整理されているか	0	1	3	9	29	20	4.57
	□保安業務を受託した保安機関においては販売事業者毎に帳簿が整理されているか	0	0	5	18	35	4	4.52
	■帳簿には以下の内容が記載されているか	0	0	1	3	15	43	4.74
	○一般消費者等の氏名又は名称及び住所	0	0	1	12	48	1	4.77
	○点検・調査等を行った者の氏名	0	0	2	9	51	0	4.79
	○点検・調査の結果、周知の内容	0	0	11	18	33	0	4.35
	○点検・調査実施又は不適合通知（法２７条第１項第１号、第２号）をした場合はその内容	0	1	9	14	37	1	4.43
	○点検・調査又は通知及び周知の年月日	0	0	5	8	49	0	4.71
定期消費設備調査の帳簿における記載事項	○調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称	0	1	5	17	21	18	4.32
	○調査に係る燃焼器の型式及び製造年月	0	2	3	20	19	18	4.27
定期供給設備点検・定期消費機器調査で拒否等があった場合の帳簿における記載事項	○拒否等のあった一般消費者等の氏名又は名称及び住所	0	0	3	13	26	20	4.55
	○拒否等を求めた者の氏名	0	0	6	12	24	20	4.43
定期消費設備調査で不在処理を行った場合の帳簿における記載事項 ^f	○不在処理を行った一般消費者等の氏名又は名称及び住所	0	0	4	10	27	21	4.56
	○不在処理を行った者の氏名	0	0	6	11	24	21	4.44
	○訪問時に不在であった年月日（曜日）及び時間	0	1	8	10	22	21	4.29
緊急時連絡及び緊急時対応を行った場合の帳簿における記載事項	■帳簿には以下の内容が記載されているか	0	0	0	0	0	62	—
	○一般消費者等の氏名又は名称及び住所	0	0	2	8	35	17	4.73
	○緊急時連絡：対応を行った者の氏名	0	0	2	7	35	18	4.75
	○緊急時連絡・対応の内容及び結果	0	0	4	8	32	18	4.64
	○緊急時連絡・対応を行った年月日	0	0	2	5	36	19	4.79
帳簿の保存期間	自らの販売事業に係る保安業務または保安業務を受託した保安機関において、供給開始時点検・調査の帳簿は、２年間（定期点検・調査で４年毎に実施する項目は、次に実施されるまで）保存されているか。	0	0	5	11	44	2	4.65
記載事項（まとめ）		0	6	87	223	642	468	4.57

注：項目の括りを当初より変更してます。

検査項目	チェック項目	評価集計						平均値
		1	2	3	4	5	該当なし	
周知の内容	■周知においては以下の事項が周知されているか。	0	0	0	0	0	62	—
	○使用する燃焼器のL Pガスに対する適応性に関する事項	0	0	1	2	34	25	4.89
	○消費設備の管理及び点検に関して注意すべき基本的事項	0	0	1	2	34	25	4.89
	○燃焼器を使用する場所の環境及び喚気に関する事項	0	0	1	4	32	25	4.84
	○一般消費者等が消費設備の変更の工事をする場合の販売事業者に対する連絡に関する事項	0	2	1	1	33	25	4.76
	○ガス漏れを感知した場合その他L Pガスによる災害が発生した場合に取るべき措置及び販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項	0	0	1	3	33	25	4.86
	○その他L Pガスによる災害の発生の防止に必要な事項	0	0	1	3	33	25	4.86
周知の内容 (まとめ)		0	2	6	15	199	212	4.85
保安業務用機器	保安業務を行う一般消費者等の数に対し、保安業務用機器の数が確保されているか（自記圧力計またはマノメータ、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー等、保安業務告示第3条）。	0	0	4	13	42	3	4.64
	機械式自記圧力計は6月に1回以上、マノメータと比較検査を行い、誤差が0. 2 k P a以下であることを確認しているか（例示基準29）。	0	0	5	6	36	15	4.66
	電気式自記圧力計は12月に1回以上、マノメータと比較検査を行い、誤差が0. 03 k P a以下であることを確認しているか（例示基準29）。	0	0	3	5	31	23	4.72
保安業務用機器 (まとめ)		0	0	12	24	109		4.67
その他	漏えい試験は適切に行い、記録を取っているか。	0	0	4	10	31	17	4.6
	調査点検は貯蔵能力にあった調査表で行っているか。	0	1	4	9	35	13	4.59
	その他（容器供給等）	0	0	15	22	10	15	3.89
	その他（バルク関係等）	0	2	9	21	12	18	3.98
	その他（調査票など）	0	0	17	21	20	4	4.05
その他 (まとめ)		0	3	49	83	108	67	4.22

4. 最近の法令改正等について

(1)令和 2 年からの法令等改正状況 (新型コロナ関係臨時措置除く)

【 2 0 2 1 / 6 / 1 8 】

① 充てん容器の流出防止措置 (自然災害防止対策) の強化

- ・液石法施行規則の一部の改正
- ・液石法施行規則の機能性基準の運用についての一部の改正
(例示基準の改正)

【 2 0 2 1 / 2 / 2 5 】

・マイコンメータデータ等に基づく計算値による定期消費設備調査について

- ・液石法施行規則の機能性基準の運用についての一部の改正
(例示基準第 3 0 節の改正)
- ・ガスメーターの圧力測定機能を活用した保安業務の合理化に係る運用マニュアル

【 2 0 2 1 / 2 / 2 5 】

・緊急時対応の要件の緩和

- ・保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用解釈についての一部の改正
(緊急時対応の技術的能力の条件 (携帯への転送) 追加)

【 2 0 2 0 / 1 2 / 2 8 】

② 押印・署名等廃止

- ・押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令
(液石法施行規則の様式上の“印”及び備考の署名等の削除)

① 充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化

何を： 1 m以上浸水すると予想されている一般消費者等の充てん等容器について

※ 浸水区域が0.5m～3mの区域で示されていたとしても、1m未満であるか不明な場合は対策が必要となる。

いつまでに： 令和3年12月1日から **※新規一般消費者宅はすでに対策が必要**

ただし、令和3年12月1日時点で設置済みの施設は令和6年6月1日まで猶予

注) 1 m以上浸水する箇所の新たな供給設備は令和3年12月1日以降は流出防止対策が必要

注) 1 m以上浸水する箇所の既存設備も、令和6年6月1日を過ぎると流出防止対策が必要。

※ あと2年強ですべての一般消費者への対応・対策を完了することが必要。

どうする： 販売事業者は流出防止対策を講ずる必要がある。

どうなる： 保安機関は容器交換時などの点検時、転倒防止措置の確認が必要となる。

※ 個別の一般消費者宅で流出防止対策が必要な場所かわかるか？

※ 販売店と保安機関との情報共有が必要！！

①充てん容器の流出防止措置（自然災害防止対策）の強化

消費者宅の浸水区域の 確認（ハザードマップ）

- ・浸水想定なし
- ・浸水想定箇所
（1 m未満確定）

法的には対応不要

浸水想定箇所

（1 m以上）または（高さ不明、1 mも想定高さに含まれる）

容器収納庫なし

容器収納庫あり

※アンカーボルト等の固定が必要

固定金具の確認

※返し付きフック等に交換

【20kg以下容器】

鎖、ベルト等

1 本掛け

必ずプロテクターを通すこと

【20kg超容器】

鎖、ベルト等

2 本掛け（容器の高さの3/4と1/4）

※内 1 本はプロテクターを通すことも可
ただしその場合でも 2 本掛けは必要

※容器の遊びは少なく堅固に固定する。

②押印・署名等廃止

○液石法施行規則の様式の“印”の表示を削除 全ての液石法に基づく申請・届出の押印は不要

様式第5（第9条関係）

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

~~印~~
削除

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

様式第5（第9条関係）

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

®

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 ~~氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。~~

削除

(2)今後の法令等改正について

【 2 0 2 3 / 4 / 1 施行予定】

・液化石油ガス販売事業者の登録等の権限を都道府県から政令指定都市に委譲するための法律改正

※第12次地方分権一括法により、都道府県から政令指定都市へ（2023/4/1施行予定）委譲予定

○九州の委譲については、以下のとおり

福岡県 → 北九州市消防局予防部規制課
福岡市消防局予防部指導課

熊本県 → 熊本市消防局予防部指導課

液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)

(施行日: 令和5年4月1日)

現
行

液石法(注1)

- 液石法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した法律であるが、**液石法は都道府県、高圧ガス保安法は指定都市が許可等を行う。**
- 液化石油ガス事業者が、民生用(液石法)と工業用(高圧法)の両方の事業を実施する場合は、**液石法及び高圧ガス保安法双方の手続きが必要。**



支障

- 液化石油ガス事業者が、両法の適用を受ける場合、
 - ①都道府県と指定都市は、それぞれが受け付けた申請等について、**情報共有を図る必要があるほか、事故対応の際に、都度調整を要するなど事務負担**となっている。
 - ②両法の適用を受ける事業者は、**都道府県及び指定都市の双方で手続きをしなければならず、利便性を欠く。**

改
正
後

- 液石法に基づく都道府県の事務・権限について、**指定都市に移譲**する。

法令	主な手続き	権限者
高圧ガス保安法	・製造の許可、貯蔵の許可 ・販売事業者の届出 ・事故届	指定都市の長 (又は都道府県知事)
液石法	・販売事業者の登録 ・保安機関の認定 ・貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可等 ・充てん設備の許可、検査等 ・立入検査等	都道府県知事 ↓ 指定都市の長 (又は都道府県知事) (注2)

効果

- ①指定都市が一体的に所管することで、**行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等**が可能となる。
- ②両法に係る窓口が一本化されることにより、**事業者の利便性向上**が図られる。



(注1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号)

(注2) 二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣の登録等が必要。

改正予定条文は別添1を参照ください。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (液化石油ガス法) の改正について

- 本改正は、液化石油ガス法についての都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）を指定都市の長に移譲するもの（2023年4月1日施行予定）。
- 2022年3月4日、閣議決定（地方分権一括法として改正）。通常国会に提出予定。

液化石油ガス法における事務・権限の移譲等の概要（黄色が改正部分）

事務・権限 の内容	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に 属する事務		都道府県知事の権限に 属する事務		経済産業大臣又は 都道府県知事 の権限に属する 事務	経済産業大臣の 権限に 属する事務	経済産業大臣又は 都道府県知事 の権限に属する 事務
			試験事務及び免 状交付事務以外	免状交付事務及 び試験事務	試験事務		
事務・権限 の内容	➢ 液化石油ガス販売事業(法第2章) ➢ 液化石油ガス販売事業者の認定(法第3章の2)	➢ 保安業務(法第3章)	➢ 貯蔵施設等の充てんのための設備(法第4章) ➢ 液化石油ガス設備工事(法第4章の2第1節)*第38条の3及び第38条の10	➢ 液化石油ガス設備工事(法第4章の2第1節)*第38条の4～第38条の9	➢ 指定試験機関(法第4章の2第2節)	➢ 液化石油ガス器具等(法第5章)	➢ 雑則(法第6章) * 報告聴取、立入検査等
改正法における権限移譲の対応	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲			移譲対象外		法改正の必要なし(現行条文で市長が含まれている)	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲

注)試験事務及び免状交付事務は、都道府県と指定で同じ事務を行うこととすれば二重行政になること、また、指定検査機関の指定事務等は、申請者が都道府県とその指定都市の検査を行う場合、それぞれに申請が必要となることが予想され、事務手続きが煩雑になり利便性の低下につながる等のため、移譲しないこととする。高圧ガス保安法においても、試験事務及び免状交付事務については、同様の理由により、移譲されていない。

(参考) 本改正により都道府県知事から指定都市の長へ移譲予定の事務・権限（液化石油ガス法条文）（次頁に続く）

液化石油ガス法条項	内容
第2章 液化石油ガス販売事業（第3条—第26条の3）	
第3条第1項及び第2項	液化石油ガス販売事業者の登録
第3条の2	液化石油ガス販売事業者登録の実施
第4条	液化石油ガス販売事業者の登録の拒否
第6条	登録行政庁等の変更の届出の受理
第8条	液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理
第10条第2項及び第3項	液化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理
第13条第2項	液化石油ガス販売事業者に対する災害発生防止措置命令
第14条第2項	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令
第16条第3項	貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令
第16条の2第2項	供給設備に関する技術上の基準への適合命令
第19条第2項	業務主任者の選任又は解任の届出の受理
第21条第2項	業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理
第22条	業務主任者等の解任の命令
第23条	液化石油ガス販売事業等の廃止の届出の受理
第24条	液化石油ガス販売事業者の登録の失効
第25条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し
第26条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令
第26条の2	液化石油ガス販売事業者の登録の消除
第3章 保安業務（第27条—第35条の5）	
第29条第1項及び第2項	保安機関の認定
第31条	保安機関の認定の基準
第32条第2項	保安機関の認定の更新
第33条	保安機関に係る一般消費者等の数の増加の認可等
第34条第3項	保安機関に対する業務等改善命令
第35条第1項及び第3項	保安業務規程の制定又は変更の認可
第35条の2	保安機関に関する認定の基準への適合命令
第35条の3	保安機関の認定の取消し
第35条の4	保安機関の認定行政庁の変更の場合における認定の受理等
第35条の5	消費設備に係る技術基準適合命令

(参考) 本改正により都道府県知事から指定都市の長へ移譲予定の事務・権限（液化石油ガス法条文）

第3章の2 液化石油ガス販売事業者の認定（第35条の6—第35条の10）

第35条の6第1項	液化石油ガス販売事業者に係るの保安の確保の方法等の認定
第35条の7	液化石油ガス販売事業者からの報告義務
第35条の10	販売事業者の認定の取消し

第4章 貯蔵設備等及び充てんのための設備（第36条—第38条）

第36条第1項	販売事業者による貯蔵施設等の設置の許可
第37条	販売事業者による貯蔵施設の設置の許可の基準
第37条の2	販売事業者による貯蔵施設等の変更の許可等
第37条の3	貯蔵施設等の完成検査の実施等
第37条の4	充てん設備の許可
第37条の5第3項	充てん事業者に対する技術基準適合命令
第37条の6第1項、第3項及び第4項	充てん設備の保安検査の実施等
第37条の7	貯蔵施設の許可の取消し等

第4章の2 液化石油ガス設備工事

第1節 液化石油ガス設備工事（第38条の2—第38条の13）

第38条の3	液化石油ガス設備工事の届出の受理
第38条の10	特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理

第6章 雑則（第81条—第95条の3）

第82条第1項及び第2項	販売事業者等からの報告の徴収
第83条第3項及び第4項	販売事業者等に対する立入検査の実施等
第87条第1項及び第2項	関係行政機関への通報等
第88条第2項第1号及び第1号の2	公示
第90条第1項	聴聞の特例

5. その他参考事項

経済産業省

令和4年1月25日

九州産業保安監督部 保安課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

保安業務の適正な実施について（要請）

液化石油ガス保安の最近の状況等を踏まえ、保安業務に関する注意喚起及び周知をすることとしました。

つきましては、貴部が管轄する液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、下記の対応をお願いします。

なお、業界団体等へは、別添のとおり送付していることを併せてお知らせします。

記

1 保安業務の適切な実施についての注意喚起

最近、以下のような保安業務に関連した法令違反や事故が発生している状況を踏まえ、貴部が管轄する液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、法令順守の徹底及び事故防止に向けた注意喚起をお願いします。

<容器交換時等供給設備点検>

- ・容器交換時の高圧ホースの締め込み不足のため、高圧ホース接続部からガスが漏えいした。

<定期供給設備点検及び定期消費設備調査>

- ・定期供給設備点検や定期消費設備調査の実施記録を偽造されているものがあり、適切に点検調査が行われていなかった。
- ・コンロの燃焼テストを行うために点火したところ、漏えいしたガスに引火し、小爆発が起きた。漏えい検査実施の際、検査孔からゴムホースが外れ、ガスが漏えいしたことが原因であった。
- ・定期供給設備点検や定期消費設備調査において、ガス管の経年劣化について確認が不十分であったことにより腐食を見落とし、漏えい事故が発生した。

<緊急時対応>

- ・緊急時連絡を受けたものの、不在であったため緊急時対応が遅れた。

2 保安業務が著しく困難な山岳地域にある山小屋等についての周知

平成19年7月静岡県富士山頂の山小屋で漏えい・爆発事故（軽傷2名）、同年9月富山県黒部川谷の山小屋でのCO中毒事故（死者1名）を踏まえ、経済産業省及び都道府県が山小屋の実態調査を行ったところ、通常の方法による販売及び保安業務が困難であることが判明しました。

これを受け平成24年6月、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第17条の規定に基づき、通常の方法による販売及び保安業務が困難な場合の特則承認の基準、申請手続き等を定めた「山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）」を制定しました。

液化石油ガス販売事業者に対して、当該制度を改めて周知願います。

制度の詳細は以下のサイトで公表しています。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anz/en_torikuni/shinseimanyuaru.html#A21

(参考)

<容器交換時等供給設備点検>

建物用途	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	行政指導等 再発防止策
共同住宅	販売事業者 保安機関	販売事業者による容器交換時の作業ミス <法令違反> 法第16条第2項 (基準適合義務等) 規則18条の第1項第5号 (供給設備の技術上の基準) 法第27条の第1項第1号 (保安業務を行う義務) 法第34条第1項 (保安機関の業務等) 規則36条の第1項第1号 (供給設備の点検の方法)	共同住宅において、消費者より容器庫付近でガス臭がする旨の通報を受けた消防が販売事業者に連絡した。連絡を受けた販売事業者が現場に出勤し、容器と高圧ホースよりガスの漏えいを確認し、補修作業を行った。原因は、販売事業者が容器交換時に容器と高圧ホースを接続する際、ねじ込み不足の状態のまま作業を完了したことによる。	容器バルブ	・県は販売事業者に対し、事故状況のヒアリングを行い、また、事故再発防止策の徹底を指示した。 ・販売事業者は保安機関に対し、容器交換時点検における点検表の細分化及び保安教育などの再発防止策の徹底と報告を指示した。また、保安機関が実施する容器交換時点検において、未交換側の容器と高圧ホースの接続部の締め付け確認を実施することについて作業基準に追加し、社内教育を徹底する。
一般住宅	販売事業者 保安機関	容器交換時の接続ミス	一般住宅において、近隣住民よりガス臭及びガス噴出音がする旨の通報を受けた消防が販売事業者に連絡した。販売事業者が現場に出勤したところ、消防により容器バルブが閉止され、漏えいが停止していることを確認した。漏えい箇所を検査したところ、容器バルブと調整器の接続部より漏えいしていることを確認した。原因は、容器交換を実施した者が作業に不慣れであったため、接続不良が発生したと推定される。	単段式調整器	・県は現地調査を実施し、販売事業者に対し事故情報及び再発防止策についての報告を求めた。また、県LPガス協会には会員に対する注意喚起を依頼した。

＜定期供給設備点検及び定期消費設備調査＞

建物用途	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	行政指導等 再発防止策
共同住宅	販売事業者 保安機関 充てん事業者	バルク貯槽下部の腐食 ＜法令違反＞ 規則35条 (供給設備の点検の方法)	共同住宅において、バルク貯槽の下部が腐食し、漏えいが発生した。 (バルク貯槽300kg×1基)	バルク貯槽 (300kg)	・県は販売事業者及び保安機関に対し、容器交換時点検の点検項目や内容、記録が法規制に沿ったものではない不備があったことや、供給設備点検にバルク貯槽の腐食が記録されていなかったことから、両者には点検の項目、実施内容、記録方法について改善するよう指導した。なお、点検は2019年に行われており、その時点で既に腐食は発生していたと考えられるとのものであった。 - また、販売事業者には同点検に関する記録が見つからないようであることから、点検記録の確認及び措置内容があれば現場確認をしたうえで指導することとした。 ・販売事業者はバルク貯槽設置場所を巡回し、下部まで点検を行うこととした。
一般住宅	保安機関	ビルトインコンロの検査孔付可とう管ガス栓の検査孔からの漏えい	一般住宅において、保安機関による定期供給設備点検及び定期消費設備調査時に漏えい検査を実施し、漏えいがないことを確認後、ビルトインコンロの燃焼テストを行うため点火したところ、滞留していたガスに引火し小爆発が起こり、当該ビルトインコンロの一部が損壊した。事故後、当該設備については、検査孔が迅速継手型の可とう管ガス栓に交換した。 原因は、漏えい検査時にビルトインコンロの検査孔付可とう管ガス栓の検査孔にゴムホースを接続し漏えい検査を実施した際、何らかの原因で検査孔からゴムホース（ホースバンド使用）が外れ、ガスが漏えいし、ビルトインコンロ点火時に着火したものと推定される。 なお、ガス漏れ警報器が消費者により外されていたことと、保安機関の作業者がマスクを着用しており、臭いに気付かなかったことも原因と推定される。	可とう管 ガス栓	・県は販売事業者に対し、保安機関への事例共有及び注意喚起を行うことを確認した。 ・販売事業者は、検査孔を使用しての漏えい検査を実施した後にガスの元栓の開栓等でその場を離れるときは、検査孔側にガスが流れないようにガス栓を「開」側に確実に操作することを徹底するとともに、その他の消費者についても迅速継手型の検査孔付可とう管ガス栓に取り替えることを推進することとした。また、消費者に対して、警報器を取外すことのないように周知を実施することとした。
共同住宅	販売事業者 保安機関 ガス工事業者	経年による配管継手部の腐食・劣化 ＜法令違反＞ 高圧ガス保安法第63条第1項 (事故の届出)	共同住宅において、集中監視により微小漏えい警告の連絡が販売事業者へあり、到着した販売事業者が埋設配管継手部からの漏えいを確認した。当該配管は仮設で設置したものであり、直ちに使用中止とした。 原因は、埋設白管継手部の腐食による。 なお、消費設備調査において、当該配管の状況は把握されていなかった。	白管（埋 設配管継 手部）	・県は事故が発生した場合、速やかに報告するよう指示した。 ・販売事業者は、埋設配管を地上配管に変更し、被覆鋼管に交換した。

<緊急時対応>

建物 用途	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	行政指導等 再発防止策
一般 住宅	販売事 業者 保安機 関	ガスメーターユニ オンの接続不良 <法令違反> 法第27条第1項第4号 (保安業務を行う責 務)	一般住宅において、消費者からガスが漏えいしているとの通報を受 けた消防が現場へ出勤し、容器バルブを閉栓した。その後、消費者 から連絡を受けた販売事業者が現場へ出勤し、メーターユニオンか らの漏えいを確認した。 原因は、メーターユニオンのパッキンに不具合が生じたことによ る。 なお、販売事業者への緊急時連絡があったものの、不在だったため 対応が遅れた。	メーター ユニオン (供給管 継手部)	・ 道は、販売事業者に対し、緊急時連絡を受けるた めの体制を整えることを口頭で指示し、その後緊急 時連絡体制について改善報告書を提出するよう指示 した。 ・ 販売事業者は、緊急連絡先の電話について、不在 の場合に自宅又は携帯電話に転送するよう回線工事 を行った。

保安ネット利用のお願い

保安ネットとは？

産業保安分野における一部手続きについて、インターネット上で提出・確認を行うことができる。

電子届出の対象となる手続き（液石法関係）

■業務主任者の選解任（液石法施行規則第22条）

（様式第10）

■簡易申請

p d f 化した各種申請書類の送付に利用できます。

※今後選解任届出のように提出範囲を拡大する見込み！！

保安ネット利用時の利用アカウント

◆保安ネットを利用する際は、GビズIDのアカウントが必要です。事前にアカウントを取得してください。

◆GビズIDに関する詳細については、GビズIDホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）をご参照ください。

利用アカウント毎の参照権限

◆利用するアカウント毎に保安ネットにおける手続きの参照権限が異なります。

◆いずれのアカウントでも保安ネットにて手続きの提出が可能です。

アカウント名	参 照 範 囲
g B i zプライム	同一法人及び個人事業主のg B i zメンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
g B i zメンバー	同一グループ内の他メンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
g B i zエントリー	自身のアカウントから提出した届出の内容・結果のみ参照可能

ログインについて

- ◆電子届出を行う場合は、「保安ネット」のポータルサイトから「GビズID」を利用してログインを行います。
- ◆利用するブラウザは「Google Chrome」を推奨します。
なお、その他のブラウザも利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性がありますのでご注意ください。

保安ネットの機能について

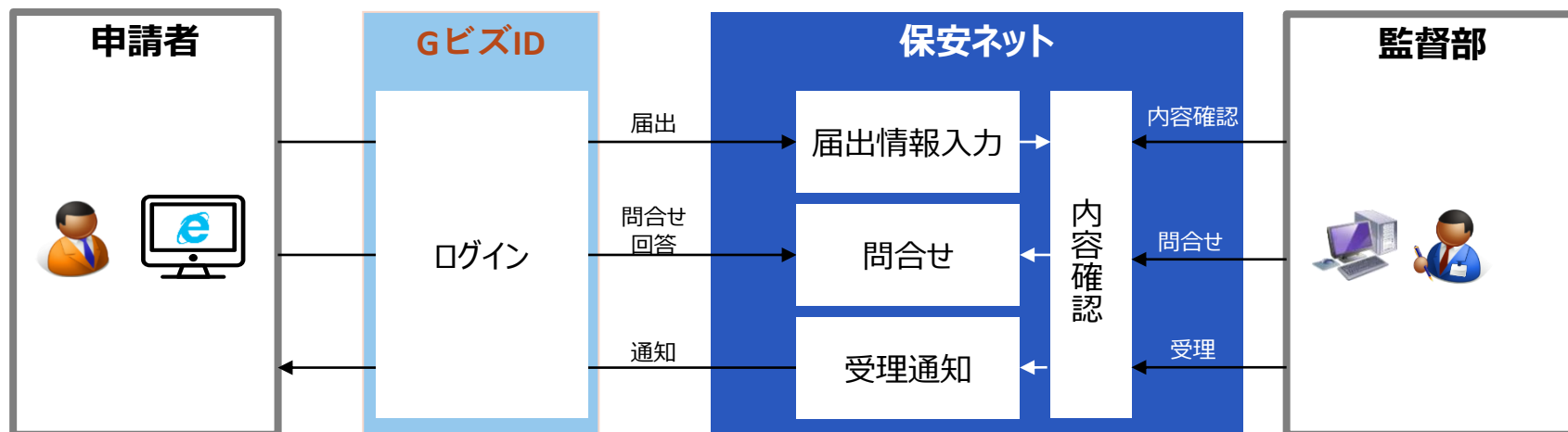
- ◆電子届出の具体的な機能・操作方法については、「保安ネットポータル」(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/) 内の「パンフレット」「保安ネット操作マニュアル」をご参照ください。

保安ネットの概要説明 (1/2)

事業者がインターネットから一部届出について電子届出を行うと共に、所管監督部等がその内容の確認等を行うシステムとして保安ネットを構築しています。

事業者の方が電子届出するにあたっては、予め「GビズID」を取得いただくことが必要です。

保安ネットのサービスイメージ



保安ネットの概要説明 (2/2)

申請者用アカウントは、「GビズプライムID」「GビズメンバーID」「GビズエントリーID」の3種類あり、ガス事業ではどのIDでも届出の提出が可能です。

アカウント概要

行政サービスシステム

GビズID

届出

保安ネット

実際のWeb画面



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

アカウント種別

法人

個人

GビズプライムID



法人代表者印が押印された紙の申込書と、法務局発行の印鑑登録証明書を照合し、法人代表者の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりGビズエントリーIDからの変更も可)

個人事業主の実印が押印された紙の申込書と、自治体発行の印鑑登録証明書を照合し、個人事業主の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりGビズエントリーIDからの変更も可)

GビズメンバーID



法人又は個人事業主の従業員用のアカウント。
作成時、gBizプライムIDによる承認・発行が必要となる。
gBizプライムIDの発行時に、本人性を確認している。

GビズエントリーID



法人代表者の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。(但し、法人番号情報の入力が必要)

個人事業主の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。

保安ネットに関するお問い合わせ先

◆ G Biz I Dに関するお問い合わせ先

G Biz I Dヘルプデスク

電 話 0 6 - 6 2 2 5 - 7 8 7 7

受付時間 平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

◆ 保安ネットの操作方法、不具合等に関するお問い合わせ先

保安ネットヘルプデスク

電 話 0 5 0 - 2 0 1 8 - 8 3 8 1

受付時間 平日 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0